



## 第69回 中小企業団体全国大会

団結は力 見せよう組合の底力! ~地方創生は連携による地域力アップと強力な発信~

生産性向上・ものづくり対策の強化  
 中小企業組合等連携組織対策の拡充  
 まちづくりの推進と観光・商業・サービス業対策の拡充

中小企業の実態を踏まえた働き方改革の推進  
 事業承継施策の抜本的強化  
 実感ある景気回復と被災地の復旧・復興の加速化



# 第69回中小企業団体全国大会

## 団結は力 見せよう組合の底力! ~地方創生は連携による地域力アップと 強力な発信~

全国中央会・長野県中央会は、10月26日、「キッセイ文化ホール」(長野県松本市)において『団結は力 見せよう組合の底力!~地方創生は連携による地域力アップと強力な発信~』を大会のキャッチフレーズに、武藤容治・経済産業副大臣等の臨席の下、「第69回中小企業団体全国大会」を開催、全国から中小企業団体の代表者約2,500名が参集しました。

本大会は、唐沢政彦・長野県中央会副会長の開会宣言により幕を開け、阿部守一・長野県知事、菅谷昭・松本市長より歓迎のご挨拶を頂戴しました。多数のご来賓のご出席を賜り、武藤容治・

経済産業副大臣、谷合正明・農林水産副大臣、田畑裕明・厚生労働大臣政務官より、祝辞を頂戴しました。

大会は、春日英廣・長野県中央会会長が議長に、渡邊隆夫・京都府中央会会長、平栄三・千葉県中央会会長がそれぞれ副議長に選任されて議事が進行し、実感ある景気回復と中小企業の生産性向上、事業承継の抜本的な見直しなど地域を支える中小企業の持続的な発展を実現するため、中小企業対策の拡充に関する16項目を決議しました。

また、服部正・全国中央会副会長(愛媛県中央

会会長)の意見発表に対して、山口泰明・自由民主党組織運動本部長、富田茂之・公明党経済産業部会長から政党代表としてご挨拶を頂戴しました。

さらに、本大会の意義を内外に表明するため、吉江慎太郎・長野県中小企業青年中央会会長が、「大会宣言」を高らかに宣し、満場の拍手の下、採択されました。

これと併せて、本大会では、優良組合(43組合)、組合功労者(71名)、中央会優秀専従者(27名)

の表彰が執り行われました。

次期全国大会については、平成30年9月12日(水)に、京都府において開催することを発表し、大会旗が大村会長から渡邊隆夫・京都府中央会会長へ継承され、渡邊会長が次期開催地会長挨拶を行いました。その後、高田坦史・(独)中小企業基盤整備機構理事長のかけ声で万歳三唱の後、和田晶宣・長野県中央会副会長の挨拶で閉会となりました。

## 第69回中小企業団体全国大会 テーマとスローガン

1. 実感ある景気回復と被災地の復旧・復興の加速化
2. 生産性向上・ものづくり対策の強化
3. 事業承継施策の抜本的強化
4. 中小企業組合等連携組織対策の拡充
5. 中小企業の実態を踏まえた働き方改革の推進
6. まちづくりの推進と観光・商業・サービス業対策の拡充

### 宣言

本日、中小企業団体の代表二千五百名は、「団結は力 見せよう組合の底力!」地方創生は連携による地域力アップと強力な発信をスローガンに、日本有数の名峰を臨む城下町、ここ長野県松本市に集い、約二万七千の中小企業組合等の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

中小企業・小規模事業者は、深刻化する人手不足や円滑な事業承継、生産性の向上、頻発する自然災害など、数多くの経営課題を抱えている。

こうした中、地域の経済・雇用を支える私達は、自らの経営基盤を強化し、持続的に成長することが求められている。そのためには、個々の努力に加えて、組合の持つ「つながる力」を大いに発揮し、直面する課題に対して、全力で取り組んでいかなければならない。

これには、国や地方公共団体による強力かつ継続的な支援が必要である。よって、本大会の決議事項が早期に実現されることを強く求める。

中小企業及び組合、そして中央会は、仲間達の努力が、明日、一年後、十年後、五十年後、そして百年後の日本の礎となるべく、積極果敢に行動することを決意する。

右宣言する。

平成二十九年十月二十六日  
第六十九回中小企業団体全国大会

# 第69回中小企業団体全国大会決議

我が国経済は、緩やかな景気回復にあるといわれているものの、多くの中小企業・小規模事業者はその実感を得られないまま、人手不足の深刻化、経営者の高齢化、地域の疲弊、頻発する自然災害など多くの課題を抱え、その対応に苦慮している。

このような状況の中で、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者は、経営基盤を強化し持続的な成長に向けて、更なる生産性の向上が求められているが、そのためには個々の努力に加えて、連携・組織化による一層の支援の拡充が肝要である。

中小企業団体中央会は、組合等の連携組織が持っている企業同士の「つながる力」を大いに発揮して、IT利活用、人手不足と事業承継を見据えた人材育成などをはじめとする積極的かつ多面的な支援により、我が国経済及び中小企業・小規模事業者の持続的な成長に寄与すべく活動を展開していく。

国等は、そのための後押しとなるよう全国の会員組合等からの意見を踏まえた本決議事項の実現に取り組まれない。

## I. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

### 1. 景気回復を実感できる対策の加速化

- (1) 実感ある景気回復と経済の好循環が隅々まで確実に浸透するよう、「経済財政の運営と基本方針2017」、「未来投資戦略2017」等を着実かつ迅速に実行し、中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上を支援すること。
- (2) 地方創生交付金の拡充と恒久化を行うこと。
- (3) 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、大会関連施設の建設をはじめ道路・交通網等のインフラ整備、大会関連の物品調達等において、中小企業・小規模事業者及び中小企業組合の積極的な活用を図ること。
- (4) 地域資源活用等による国内観光産業の振興と地域ブランドの発掘・育成を強化し、地域経済の活性化を図ること。

### 2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

- (1) 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」は、試作品や新サービス開発、設備投資の増進を図り、地域経済の活性化に大きな効果をもたらす非常に有効な支援策であることから補正予算等により事業を継続するとともに、過年度実施してきた補助事業者が、ものづくり補助金事業を活用し、試作開発、設備投資を行った成果品の販路開拓、販売促進を図るため、フォローアップ事業に対する支援の拡充を行うこと。
- (2) 中小企業・小規模事業者がIoTをはじめとした新しいIT技術の導入・活用に取り組むための支援策を講じること。
- (3) ものづくり分野における人材の確保と次代を担う若手人材の育成を図る施策を継続して強化すること。
- (4) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、買いたたきなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
- (5) サプライチェーン全体の取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の策定業種の拡大を図るとともに、同計画の着実な実行と周知徹底、フォローアップ、訪問等調査の徹底を継続して行うこと。

### 3. 中小企業組合等に対する支援の拡充

- (1) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、新たな環境変化に対応した中小企業組合制度改善による組合員企業の安定と基盤強化への寄与に努めること。
- (2) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別指針」の策定業種の拡大、策定後の当該業種の組

合等の声を踏まえた検証・見直しを行うこと。また、同法に設置された「事業分野別経営力向上推進機関」が行う取組みを後押しするよう、同機関の運営を担う組合等の人材教育を強化すること。

- (3) 多くの業種団体を抱える中小企業団体中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援が十分できるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。
- (4) 新事業展開や既存事業のブラッシュアップ、組合員である中小企業・小規模事業者の課題解決等を図る中小企業組合等に対する補助金制度の改善・拡充を行うこと。
- (5) 中山間地域における地域コミュニティの維持、生活基盤の確保、産地ブランドの推進を図るための農・商・工・サービス業の連携・組織化による振興策の拡充に努めること。
- (6) 創業・起業により雇用促進を図る企業組合への支援策を改善・強化すること。
- (7) リニューアルや小規模企業を対象にした高度化融資制度の拡充を図り、利用・拡大に努めること。
- (8) 中小企業組合運営のエキスパートである中小企業組合士を積極的に活用すること。
- (9) 国及び都道府県は、地域において果たすべき役割の大きい組合に対する多様な支援のための中央会の事業が毎年度確実に遂行できるよう、中央会に対する予算措置を拡充・強化すること。
- (10) 連携・コーディネート力の向上を図るための中央会の指導員等の人材育成に対する支援を強化すること。

## Ⅱ. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

### 1. 事業承継、事業再生・再編等に対する支援の拡充

- (1) 深刻化している後継者不足に対応するため、早急かつ円滑な事業承継、事業再生・再編を進められるよう補助金等の拡充を図ること。
- (2) 「小規模事業者持続化補助金」等の拡充・継続に努めること。

### 2. 官公需対策の強力な推進

- (1) 国等は、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成するとともに官公需施策の一層の徹底を図ること。
- (2) 国等は、採算性を度外視した価格での落札が行われないよう最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
- (3) 競り下げ方式（リバースオークション）を即時廃止すること。
- (4) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (5) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額を引き上げること。
- (6) きめ細かな官公需相談業務に対応するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど拡充・強化すること。
- (7) 国等は、官公需適格組合制度の周知徹底を強化し、各発注機関において中小企業・小規模事業者の受注機会の拡大を図る官公需適格組合への発注目標を設定するなどの取組みを行うこと。特に、被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。
- (8) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、組合員の受注機会の確保・増大につながるよう、実効性の高い制度に見直すこと。

### 3. 海外展開に対する支援の拡充

- (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小企業・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、T P P等の利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。
- (2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を引き続き推進すること。
- (3) 外国人旅行者4,000万人誘致実現に向けたインフラの整備と施策を引き続き強力に推進すること。
- (4) T P P協定の早期見直しを推進すること。日EU・EPAなど広域経済連携協定の発効・合意

に向けた取組みを加速させること。

- (5) TPP協定等により影響が生じる農林水産畜産業などの事業分野に対しては十分かつ継続した対策を実施するとともに、地方において新たな輸出企業を育成するための環境整備を図ること。

#### 4. まちづくりの推進・商業集積に対する支援の拡充、商取引の適正化

- (1) コンパクトシティを国主導で推進するとともに、中心市街地活性化の起爆剤となるプロジェクトに対して、集中的支援を行う仕組みを構築すること。まちづくり社会の機能強化を図るとともに、地域商業の再生のための魅力発掘等に対する強力な支援を行うこと。また、地方都市においては、空き地や空き店舗の利用を促進するとともに、地域の歴史や文化に十分に配慮した支援を行うこと。
- (2) 賑わいと魅力ある「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）の見直しを速やかに行うこと。
- (3) 大規模集客施設に対する立地規制を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。また、大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (4) 平成27年度から導入された消費税免税販売制度「一括カウンター」などの効果により、外国人観光客の消費は拡大しているが、中小企業・小規模事業者が単独で免税手続きを行うには事務が煩雑であることに加え、人的・財政的な負担が生じることから、支援措置を講じること。
- (5) 平成26年に廃止された「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」、「商店街まちづくり事業」に代わる、意欲ある商業者によるハード・ソフト面の取組みに対して補助金制度を創設すること。
- (6) 地域活性化の妨げになるような商店街の空き店舗や遊休施設の積極的な活用を促進するため、これらの施設にかかる固定資産に特別課税措置を講じることができる国家戦略特区を創設すること。
- (7) 起業、創業・第二創業、後継者育成に対する支援策を一層拡充させるとともに、商店街や共同店舗の空き店舗の入居費等に対する助成措置を講じること。
- (8) 大手スーパー・量販店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、小売業における優越的地位の濫用行為を早期に根絶させるとともに、不当廉売、不当表示などの違反行為に対して実効性のある対応を実施すること。
- (9) インターネット販売の振興に当たっては、消費者保護の観点から商品特性に応じた品質や取引方法における安全・安心確保を図るルールづくりを行うとともに、個人情報保護法・番号利用法（マイナンバー法）が中小企業の経営負担にならないよう、支援策を講じること。
- (10) 改正割賦販売法の概要や対応措置について、十分な周知を徹底するとともに、中小企業が万全の体制で施行期日を迎えられるよう支援策を講じること。

### Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

#### 1. 熊本地震、鳥取県中部地震、東日本大震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

- (1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政措置を講じるとともに、被災した組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建、事業継続のための復旧・復興補助事業等に万全の措置を講じること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や交付決定に要する期間の短縮を行うこと。また、事業再開後の継続的な支援と補助事業の実施に必要な支援を強化すること。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。
- (4) 地域の雇用を確保するため、経営難や後継者難に陥った中小企業・小規模事業者等の事業承継を促進し、従業員の生活についても、安心して働くことができるよう労働環境整備に係る支援を強化すること。

- (5) 復旧・復興工事を効率的に進められるよう、中小企業組合等の組織化を奨励し、組合への一括発注について配慮すること。
- (6) 観光分野においては、交通寸断及び風評被害の影響等により、観光客及びインバウンドの減少等、観光業は依然厳しい状況にあるため、宿泊を促進する起爆剤となるあらゆる支援策を講じること。
- (7) 全国各地で発生する恐れがある豪雨や暴風雨による甚大な被害に対して、1日でも早い激甚災害の適用を措置するとともに、復旧・復興を力強く後押しするための支援策を講じること。
- (8) 被災事業者の負担軽減を図るための税制の特例措置を講じること。

## 2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 避難指示区域の生活環境整備の加速化を図ること。
- (2) 今後の復興・創生に当たっては、国の総力を挙げたスピード感ある対応と継続的な支援措置を講じること。
- (3) 国は、消費者等に福島県産品のモニタリング検査の実施状況等、放射能に関する正しい知識のより一層の普及に積極的に取り組み、安全性、観光地の安全情報など適切な情報発信、周知・広報を行うこと。
- (4) 除染の着実な実行、中間貯蔵施設の整備と搬入の加速化、汚染水対策の徹底、確実な廃炉を実施すること。
- (5) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向け、現場のニーズを踏まえた営業損害賠償を継続すること。

## 3. 地域の防災・減災対策の強化

- (1) 国土強靱化アクションプラン2017を着実に推進するとともに、地域計画の策定及び実施が進むよう支援を拡充させること。また、安全なまちづくりに向けて、南海トラフ地震、首都直下型地震などに備える防災・減災対策を推進すること。
- (2) 多様な輸送手段や地域に応じた輸送体制の確立を推進するとともに、広域連携体制を築くなど、災害に強い物流システムを構築すること。
- (3) 震災時だけでなく新型インフルエンザや風水害等の災害時、取引先の倒産や事業停止などにおける事業活動の継続が図れるよう、中小企業や組合及び組合間が取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置を積極的に推進すること。

# IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

## 1. 中小企業金融施策の拡充

### 1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、被災地域への総合的な支援に加えて、原材料・エネルギーや人手不足等に伴う人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮することで中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続すること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを強化し、中小企業の円滑な再生への取組みを継続すること。
- (4) 商工中金の組合組織金融としての役割及びセーフティネット機能が一層発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (5) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての役割が引き続き的確に発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (6) 協同組織金融機関である信用組合の地域金融機能を堅持すること。

- (7) 高度化融資制度の活用拡大を図ること。既存融資については、条件変更等に柔軟に対応するほか、商店街組合の参加率にかかる条件緩和などの制度拡充を行うこと。新規融資については、借換えや防災資金等に対する新たな制度や、都道府県の財政負担のない中小企業基盤整備機構自らが融資する制度等を創設すること。なお、個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。
- (8) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の一層の拡充を行うこと。
- (9) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除を廃止し、共済加入者の負担を軽減すること。また、共済加入後6カ月未満の貸付制限を見直し、突発的な取引先の倒産にも万全なサポートを行う制度とすること。
- (10) 中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑に支援するため、十分な金融支援策を講じること。

## 2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守を促すこと。
- (2) 中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期するため、経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化すること。
- (3) 信用保証協会について、中小企業支援機関との連携を強化するとともに、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの拡充等を図ること。
- (4) 地域金融機関が中小企業・小規模事業者の事業価値を見極める「目利き能力」を高めることで事業性を評価する融資を推進し、地域密着型金融への取組みを積極的に展開すること。

## 2. 中小企業・組合税制の拡充

### 1. 中小企業の生産性向上に資する税制の強化

- (1) 中小企業等経営強化法による固定資産税の特例措置の拡充及び恒久化を図ること。
- (2) 中小企業の賃上げを促進する所得拡大促進税制について、業種による賃金格差も考慮したうえで、税額控除の大幅な引上げを行うこと。
- (3) 中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用所得金額（現行800万円以下）を撤廃すること。
- (4) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (5) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。
- (6) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税と事業所税は廃止すること。
- (7) 地球温暖化対策税の用途拡大及び森林吸収源対策等の新税導入を行わないこと。
- (8) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (9) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。また、欠損金の繰戻還付制度の適用期限を延長すること。
- (10) 個人事業税の事業主控除額（290万円）の引上げと、65万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (11) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (12) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。
- (13) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充するとともに、エンジェル税制を拡充するなどベンチャー企業への投資促進税制の強化を図ること。
- (14) 印紙税を早急に廃止すること。
- (15) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
- (16) ガソリン税の特例税率は廃止すること。
- (17) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (18) 指定寄附金の範囲及び損金算入限度額をさらに拡大すること。

- (19) 車体課税は、抜本的に整理し軽減すること。
- (20) 中小法人及び協同組合の交際費について、事業活動に関する費用は全額損金算入とし、恒久化すること。
- (21) 省エネルギー・再生エネルギーへの投資促進のための大規模な税制措置を講じること。
- (22) 中小企業が海外展開するため、受取配当金を全額益金不算入とし、海外展開に必要な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除とする措置を講じること。
- (23) 中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として全額損金算入できる制度を恒久化するとともに、損金算入限度額の上限を拡大すること。
- (24) 各種政策的補助金による一時的収入は益金不算入とすること。
- (25) 産業廃棄物税の減免措置を図ること。
- (26) 雇用の受け皿となる成長企業を支援、地域の雇用創出につながる雇用促進税制の適用期限を延長すること。
- (27) 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を延長するとともに、雇用要件を緩和すること。

## 2. 事業承継税制の拡充

- (1) 取引相場のない株式評価方法については、中小企業の実態を適切に反映した評価となるよう、抜本的に見直すこと。
- (2) 事業承継税制について、雇用要件の更なる緩和、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合の80%から100%への引上げ、生前贈与を促す措置など事業承継税制の大幅な拡充を図ること。また、親族外への事業承継の優遇措置の創設や支援体制の強化など、幅広く中小企業の事業承継について必要な措置を講じること。
- (3) 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減を図る特例措置を講じること。

## 3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）を導入しないこと。
- (2) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るための監視を引き続き徹底すること。
- (3) 消費税の外税表示は、事業者が選択できるよう、恒久化すること。
- (4) 外国人旅行者向け消費税免税制度について、中小企業の利用促進を図るための電子情報化等の手続きの一層の簡素化を図ること。
- (5) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。
- (6) 消費税の申告については、法人税法及び地方税法同様に「1カ月の申告期限の延長措置」を講じるとともに、法人税及び消費税の納税期間を3カ月に延長すること。また、消費税の中間申告の回数については事業者の任意選択を認めること。
- (7) 中小事業者の消費税の事業者免税点を引上げ、簡易課税制度の適用事業者の範囲を拡大すること。

## 4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。
- (2) 商業地等の宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (3) 輸入原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益に繋がらないよう十分に配慮すること。
- (4) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得又は建築をした際の、所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置を延長すること。

## 5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用所得金額（現行800万円以下）を撤廃すること。



- (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (3) 企業組合において設立後5年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (4) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税(均等割)について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (6) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。
- (7) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (8) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (9) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員が出捐する義援金を寄附金控除対象とすること。
- (10) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。
- (11) 共済事業を行う中小企業組合の異常危険準備金を損金算入の対象とすること。
- (12) 公共・公益性のある共同施設への減税措置を図ること。

## 6. 納税環境整備等その他

- (1) マイナンバー制度の導入に伴い、安全管理措置に必要となるセキュリティ対策への支援措置を強化すること。
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。

## 3. 中小製造業等の持続的発展の推進

### 1. 技術開発支援の中核となる公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充

### 2. 知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中小製造業等の知的財産活動に対する支援の拡充

### 3. 電力の安定かつ安価な供給の実現

- (1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業・小規模事業者の電力コスト軽減のために、再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇抑制や発電に係るコストの引下げなどを図ること。
- (2) 政府は、原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、立地地域の理解と納得を前提に、厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、再稼働を実現し、電気料金の引下げと電力の安定供給を図ること。

### 4. 省エネ・新エネ支援の拡充

- (1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者等に対する省エネルギー設備導入支援を継続し、補助率引き上げるとともに、中小企業連携枠を設ける等拡充すること。
- (3) 中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネ設備の導入を加速させること。

### 5. 環境対応への支援の拡充

- (1) 国や地方公共団体は、「エコアクション21」及び「J-クレジット制度」等について、より一層の普及促進策を講じるとともに、エコアクション21ガイドライン2017への対応に必要な支援策を講じること。また、税制上の優遇措置や補助金支援などの策を講じること。
- (2) 廃棄物の排出量抑制や適正処理の推進が重要な環境課題となっていることから、中小企業や組合が取り組む産業廃棄物の削減及び処理に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を早急

に推進すること。

- (3) 土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置については、必要最低限のものとなるよう見直しを行い、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならないよう万全の支援策を講じること。
- (4) 化学物質製品製造の中間工程に位置することが多い中小企業に対して、chemSHERPA（ケムシェルパ）の周知普及にさらに努めるとともに、chemSHERPA導入及び活用が中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならないよう支援策を講じること。
- (5) HACCPの導入に当たっては、中小企業・小規模事業者が円滑かつ適切に取り組めるよう十分に配慮するとともに、総合的な支援措置を講じること。

## 4. 卸売・小売業、サービス業、物流業に対する支援の拡充

### 1. 卸売業・小売業支援の拡充

- (1) 卸売業の振興・育成を推進する法律の制定を検討すること。
- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援措置を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締りについては、積み降ろし業務可能な駐車スペースの確保や円滑な道路交通の有効活用等、業務に配慮した支援を講じるとともに、観光バスの路上駐車が交通渋滞の原因となっていることから、包括的な駐車場政策を講じること。

### 2. サービス業対策の強化

- (1) インバウンド対応の重要性が高まっているため、海外の文化などに対応したサービスの開発などの取組みを支援する補助金を創設すること。
- (2) 観光立国実現のため、土産品及び体験型観光の開発、海外クルーズ船の誘致及び地方を回遊する観光ルートの企画開発など日本版DMO（地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人。）による観光マネジメントのための支援制度を拡充すること。また、MICE（Meeting（会議・セミナー）、Incentive Travel（報奨・招待旅行）、Convention（大会・国際会議）、Exhibition/Event（展示会）の頭文字をとった造語でビジネスイベントなどの総称。）に関連する産業は、地域経済各分野の活性化に大きく寄与することが期待されるため、大都市への誘致に偏らず、被災地への誘致を積極的に行い、実現に向けた支援策を講じること。
- (3) 医療分野と中小サービス業との連携の取組みへの支援策を講じること。

### 3. 物流対策の強化

- (1) 流通業・物流業において、賃金の見直しを含めた待遇改善や適正価格により、安心・安全な輸送取引が行える措置を講じるとともに、途切れることが許されない社会インフラの次世代を担う人材の確保・育成を推進すること。
- (2) 連携・協働による物流量のムラの緩和や荷受作業の効率化等を図るための環境整備を講じること。

## 5. 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化

1. 大企業との間で実質的に対等な競争ができない中小企業・小規模事業者の正当な利益を守るよう、優越的地位の濫用に係る独禁法等の執行を強化するための措置を講じること。
2. 独禁法の審査手続きにおいて事業者の防御権を強化し、適正手続きを保障する措置を講じること。
3. 独禁法の課徴金制度の見直しに当たっては、中小企業算定率を維持するとともに、調査協力行為・調査妨害行為の範囲及び減算率の基準・決定方法をガイドラインに明確に定めるなど、中小企業者の実態に応じた制度設計を行うこと。

## 6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

### 1. 働き方改革の推進に向けた中小企業への配慮

- (1) 時間外労働の上限規制等の見直し  
時間外労働の上限規制の見直しをはじめとする労働基準法の改正に当たっては、その内容につ

いて中小企業への懇切丁寧な周知及び相談体制の整備を図ること。また、月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）の中小企業への猶予措置は、法施行の3年後に廃止の予定であるが、その間、国は長時間労働の抑制に向けた中小企業支援を拡充すること。

#### (2) 同一労働同一賃金に関する法令整備

同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善に当たっては、中小企業に対する関係法令の改正内容、制度内容の周知及び相談体制に万全を期すとともに、施行時期については、働き方改革に取り組む中小企業の実態を踏まえ、十分な周知並びに対応期間を設けること。また、同一労働同一賃金のガイドライン策定に当たっては、中小企業の経営実態を踏まえ、慎重な議論の上に策定すること。

### 2. 中小企業の人材確保・定着支援の強化

- (1) 運輸業、建設業、小売業、サービス業など人手不足業界に対する積極的な就労支援策を拡充・強化すること。
- (2) 若年者の人材確保・定着支援及び女性・高齢者等の就業支援策を強化すること。
- (3) インターンシップに取り組む中小企業への支援策を強化すること。
- (4) 地方中小企業の人材確保のためU I J ターンの促進・支援策を拡充すること。
- (5) 中小企業が共同で設置する保育施設についての助成・支援策を大幅に拡充すること。

### 3. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

- (1) 最低賃金の目安額及び地域別最低賃金は、近年、景気や経営の実態とは関係なく高い水準で決定されているが、その決定方法に当たっては、法の原則及び目安制度を基とし、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を検証した上で設定すること。
- (2) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対して、生産性向上に向けた支援策を拡充すること。
- (3) 特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

### 4. 雇用保険制度の見直し

- (1) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、各種助成金の給付内容の見直しを行い、業務全体の改革推進を図ること。
- (2) 法施行3年後に見直される雇用保険料率については、雇用保険積立金の状況をみて更なる引下げを検討するとともに、国庫負担については、本則に規定される4分の1へ復帰させること。

### 5. 障害者雇用に対する中小企業支援策等の拡充 積極的な障害者雇用を行う中小企業等に対して、助成措置や金融・税制での優遇措置等の支援策を強化すること。

### 6. 国等による職業訓練機能の拡充・強化 我が国の労働力人口は急速に減少していくことが見込まれる中、人手不足の対策として中小企業で働く従業員一人一人の能力向上が重要であることから、そのため、国等は中小企業の従業員に対する能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度等の拡充を強力に推進すること。

### 7. 新たな外国人技能実習制度の円滑な施行

- (1) 国は、新たな外国人技能実習制度への移行に当たっては、監理団体や実習実施者に新制度の内容の周知徹底を行うとともに、新制度への円滑な移行への支援策を強化すること。
- (2) 外国人技能実習機構は、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定等が円滑に行われるよう体制整備を図るとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- (3) 技能実習2号移行対象職種拡大に当たっては、業界のニーズ等を把握し、必要な支援を講じること。

### 8. 社会保障制度等の見直し

- (1) 社会保障制度改革に当たっては、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担が過度にならないようにすること。
- (2) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げを行わないこと及び協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

受賞おめでとうございます  
全国中央会会長表彰 被表彰者紹介 (敬称略・順不同)

組 合 功 労 者



**福山 征也**  
中間市建設協同組合  
相談役(前理事長)



**大坪 東吉郎**  
第一個人タクシー事業協同組合  
理事長

優 良 組 合



**福岡地区自動車車体整備協同組合**  
松崎 敏也 理事長